

社会保障改革委員会委員会 提言概要

「活力ある経済社会を支える社会保障制度改革」

本提言の趣旨

少子高齢化社会の進展と経済社会の変化に対応した社会保障制度の構築に向け、抜本的改革実現のための提言を示す

・本質的課題の認識

1. 人口構成の歪みによる社会保障制度への影響

- 2006年12月発表の「日本の将来推計人口」(中位推計)により、少子高齢化、人口減少が一層深刻化していくことが判明
- 今後も社会保障給付費の伸び率は、経済の成長を上回って増加

2. 変化する経済社会と社会保障制度との乖離

- 雇用流動化、雇用形態の多様化、ライフスタイルの変化等に社会保障制度が対応していない

・経済社会が期待するあるべき社会保障

これからの社会保障の制度設計における基本的考え方

- 1) 自助の精神と公平性に基づく社会保障制度
- 2) 財政的に持続可能な社会保障制度
- 3) 経済の成長に資する社会保障制度
- 4) 給付サービスと行政の効率化に繋がる社会保障制度

・抜本的・一体的改革の実現に向けて

年金制度

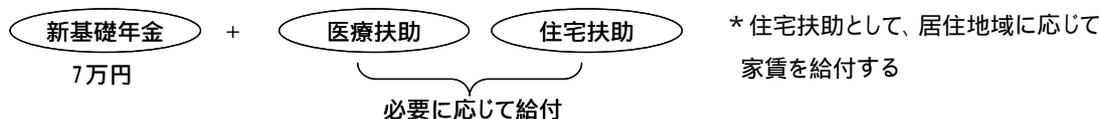
全額目的消費税で賄う新基礎年金制度により、老後の生活におけるナショナル・ミニマムを保障する。

1. 新基礎年金の給付額(7万円)の妥当性

- ・高齢単身世帯(無職)の生計費(住居、保険医療サービスを除く)を用いて検討すると妥当正がある。また、現在の基礎年金給付額と比較した場合、生活保障額として優れている

2. 生活保護制度との連携

- ・医療扶助に加え、住宅扶助を単給化し、必要に応じて新基礎年金と併せて給付可能にする



3. 第三号被保険者制度、ならびに遺族の生計との関係

- ・新基礎年金制度は、個人単位的生活保障であることから、第三号被保険者制度は廃止になる
- ・高齢夫婦世帯で夫(妻)が受給していた新基礎年金を遺族年金としては受給できないが、遺族の生計費が不足する場合は、生活保護制度、児童扶養手当制度の枠組みで対応する

4. 新基礎年金給付額と年金目的消費税率の推移

- ・新規裁定、既裁定ともに物価スライドを適用して生活水準を保障する
- ・年金目的消費税率は、2010年代から2050年にかけて、9~10%で推移
- ・2020年の給付額(1人月額)は約78,900円、給付総額は約34兆円、2030年の給付額(1人月額)は約87,100円、給付総額は約38兆円

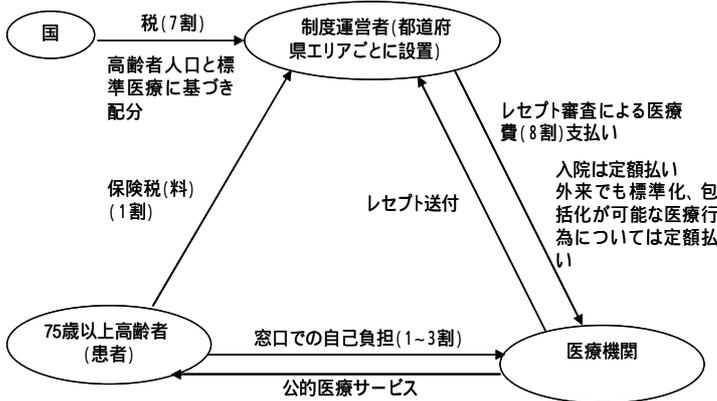
5. 厚生年金の報酬比例部分の民営化

- ・賦課方式から積立方式への変更に伴う「二重の負担」の問題
- ・「公的年金積立金の効率的な運用」、「年金支給開始年齢の引き上げ」、「高齢者雇用の促進策の展開」等の移行政策の組み合わせによる対応

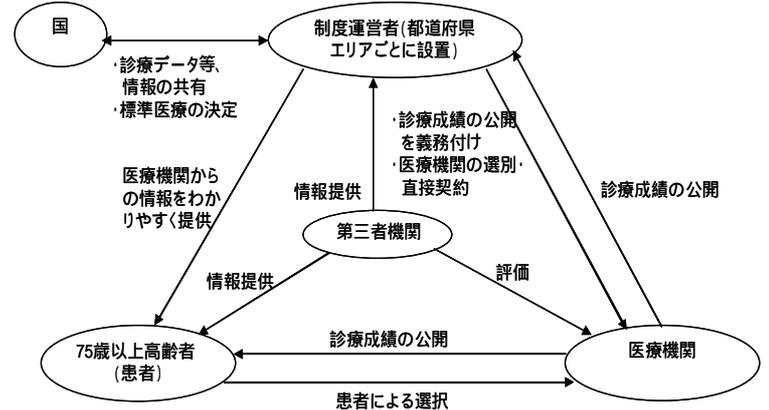
75歳以上の高齢者医療制度

独立した高齢者医療制度で適正な医療サービスを提供。診療報酬体系には標準医療の設定を前提に、入院、外来ともに定額払いを拡大する

【目指すべき財政のしくみ】



【目指すべき医療の提供体制】



- ・財源構成は、税7割、自己負担2割、保険税(料)1割
- ・制度運営者の財政責任とガバナンスの確立
- ・保険税(料)は各制度運営者が設定し、保険税(料)を通じた保険者間の競争を促進する
- ・保険税(料)と窓口負担は、所得と資産に対し応能的に設定

- ・カルテ、レセプトの電子化、オンライン化を推進し、蓄積された診療データから標準医療を定める
- ・診療成績に基づき医療機関を選択することにより、医療機関の競争を促進する
- ・個人番号制、個人勘定を導入し、医療、介護の給付実績に応じた高齢者の資産への課税を検討する

介護・子育て支援

現役世代の活力を経済成長に注ぐために、介護・子育てと就労との両立支援や、若年世代の就労支援を通して、労働市場への参加を促す

1. 介護保険制度における給付費の抑制と今後の介護サービスのあり方

- ・重度の利用者向けサービスに給付を重点化し、自己負担割合は2割にする
- ・医療との連携強化、介護度の進行に応じた継続的なケア等、良質な介護サービスの効率的な提供

2. 就労継続のための子育て支援策

- ・基礎年金部分と医療保険の保険料における事業主負担分の抑制 企業独自の育児支援拡充へ

3. 若年世代の就労支援

- ・労働可能な生産年齢層の生活保護受給者に対しては、短期自立を促す
- ・特定扶養者控除を廃止し、学生の扶養者に対しては教育費控除を認める
- ・公的教育を強化することで、家計の負担の軽減、社会の安定、優秀な人材の育成等を図る

社会保障行政の効率化

社会保障に個人番号制度を導入し、年金、医療、介護、生活保護の給付における一体的改革を進める

- ・導入に際しては、セキュリティに関する環境整備を前提とする
- ・個人番号には、住民基本台帳ネットワークによる住民票コードを活用する